

# 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会設置要綱・運営細則

## 【1】設置要綱（平成17年7月22日改正）

### 第1章 総則

#### （設置）

**第1条** 自然再生推進法（平成14年法律第148号）第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

#### （名称）

**第2条** この自然再生協議会は、「野川第一・第二調節池地区自然再生協議会」（以下「協議会」と称する）という。

#### （対象地区）

**第3条** 協議会で検討する自然再生対象地区は野川第一調節池・野川第二調節池と概ね小金井新橋から二枚橋までの野川とする。

### 第2章 目的及び協議会所掌事務

#### （目的）

**第4条** 対象地区における自然再生を実施するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

#### （所掌事務）

**第5条** 協議会は次に掲げる事務を行う。

- （1）自然再生全体構想の作成
- （2）自然再生事業の実施計画案の協議
- （3）自然再生事業の実施に係る連絡調整
- （4）自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整
- （5）その他必要な事項

### 第3章 構成

#### （委員）

**第6条** 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）自然再生事業を実施しようとするもの。
- （2）公募による地域住民、NPO等団体の代表者。
- （3）地域の自然環境等に関し専門的知識を有する者。
- （4）その他（1）の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- （5）関係行政機関の職員

**2** 委員の任期は、本要綱を施行する日から平成20年3月31日までとし、再選を妨げないものとする。

#### （新規加入）

**第7条** 新たに委員になろうとする者は、第12条に規定する運営事務局に、委員となる意思表示を行い、協議会の合意が得られた場合に、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

**第8条** 委員は次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体または法人の解散
- (4) 解任

(退会及び解任)

**第9条** 退会しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

#### 第4章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

**第10条** 協議会に会長1人及び副会長を2人置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

#### 第5章 会議

(協議会の会議)

**第11条** 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 NPO等団体の代表者と関係行政機関の職員には代理の出席を認める。

#### 第6章 運営事務局

(運営事務局)

**第12条** 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は、東京都建設局北多摩南部建設事務所工事第二課に置く。

(運営事務局の所掌事務)

**第13条** 運営事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他、協議会が付託する事項

#### 第7章 補則

(運営細則)

**第14条** この要綱に定めるほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

(要綱改正)

**第15条** この要綱は協議会の委員の発議により、協議会の合意を得て、改正することができる。

附則 1 この要綱は平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

※平成 17 年 7 月 22 日改正案制定

## 【2】運営細則（平成 17 年 7 月 22 日改正）

（公開）

**第 1 条** 協議会の会議及び小委員会は、原則として公開する。

- 2 協議会の会議及び小委員会の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。
- 3 協議会の会議及び小委員会の資料・議事要旨は、印刷物等で公開する。

（運営）

**第 2 条** 会議は次の事項を遵守し運営する。

- （1）自由な発言の尊重
- （2）特定の個人・団体の誹謗・中傷の禁止
- （3）各委員の尊重（住民・団体・自治体・河川管理者の役割の尊重）
- （4）建設的な提案型の意見交換

（会議録）

**第 3 条** 協議会の会議の議事については、次の事項を記載した議事録を以下の要領で作成する。

- （1）発言内容は要旨とする。
- （2）発言者は匿名とし、公募委員・行政委員・学識者委員・事務局に区分して記載する。

（小委員会）

**第 4 条** 協議会は小委員会をおくことができる。

- 2 協議会委員は小委員会に所属することができる。
- 3 小委員会の委員長及び副委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 小委員会は委員長の招集により開催される。
- 5 小委員会の会議の議長は委員長がこれにあたり、必要に応じて副委員長が職務を代理する。
- 6 委員長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の小委員会に委員以外の者の出席を要請することができる。

（合意）

**第 5 条** 協議会の会議の合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、要綱第 9 条第 2 項及び同第 15 条に規定する合意は、協議会委員の 4 分の 3 以上（委任状含む）の合意により成立するものである。

（細則改正）

**第 6 条** この細則は協議会委員の発議により、協議会の合意を得て改正することができる。